

第 54 回
越谷市都市計画審議会議案

令和 7 年（2025 年）1 月 22 日
越 谷 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案

- ・第104号議案
越谷都市計画下水道の変更について(越谷市決定) 1
- ・第105号議案
越谷都市計画生産緑地地区の変更について(越谷市決定) 9
- ・第106号議案
越谷都市計画道路の変更について(埼玉県決定)14

第 104 号 議 案

越谷都市計画下水道の変更について(越谷市決定)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、付議する。

令和7年(2025年)1月22日提出

越谷市長 福 田 晃

越谷都市計画下水道の変更（越谷市決定）

越谷都市計画下水道「排水区域」を次のように変更する。

排水区域

汚水面積 約 2,829ha を 約 2,904ha に変更

雨水面積 約 2,728ha を 約 2,695ha に変更

理由

本市の下水道は、昭和 47 年に都市計画決定を行い、以後幾度かの変更を経て、現在、計画排水区域を汚水約 2,829ha、雨水約 2,728ha として下水道事業を推進中です。

今回の変更は、上位計画である中川流域別下水道総合計画との整合を図るため、排水区域の変更を行うものです。

※本資料は、都市計画法第 17 条第 1 項に基づく計画案の縦覧図書より、排水区域の変更部分を抜粋した資料です。

新旧対照表

新			旧		
排水区域			排水区域		
名 称	面 積	備 考	名 称	面 積	備 考
越谷公共下水道	汚水 約2,904ha		越谷公共下水道	汚水 約2,829ha	
	雨水 約2,695ha			雨水 約2,728ha	

変更概要書

表-1 基本計画図（污水）

図面番号	名称	変更の概要
①	越谷第二処理分区	排水区域面積の変更（13ha の追加）。
②	越谷第四処理分区	排水区域面積の変更（1ha の追加）。
③	越谷第五処理分区	排水区域面積の変更（6ha の追加）。
④	越谷第六処理分区	排水区域面積の変更（26ha の追加）。
⑤	越谷第七～三処理分区	排水区域面積の変更（20ha の追加）。
⑥	越谷第八処理分区	排水区域面積の変更（7ha の追加）。
⑦	越谷第十処理分区	排水区域面積の変更（2ha の追加）。

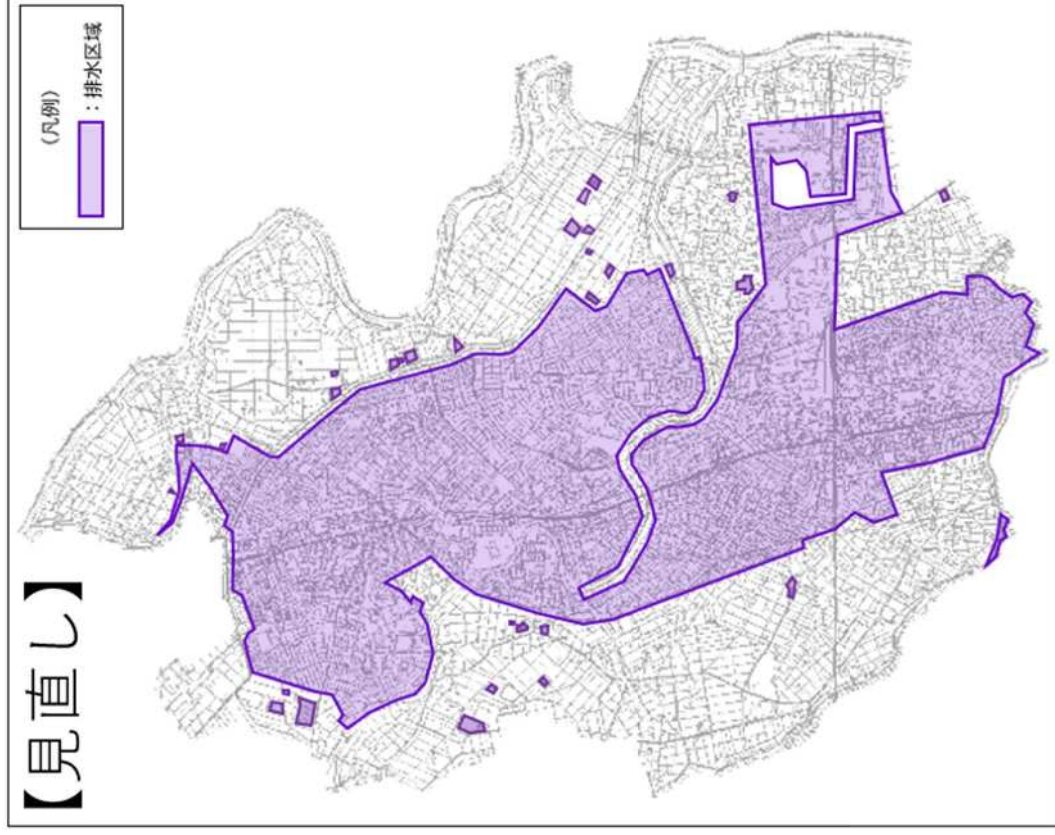
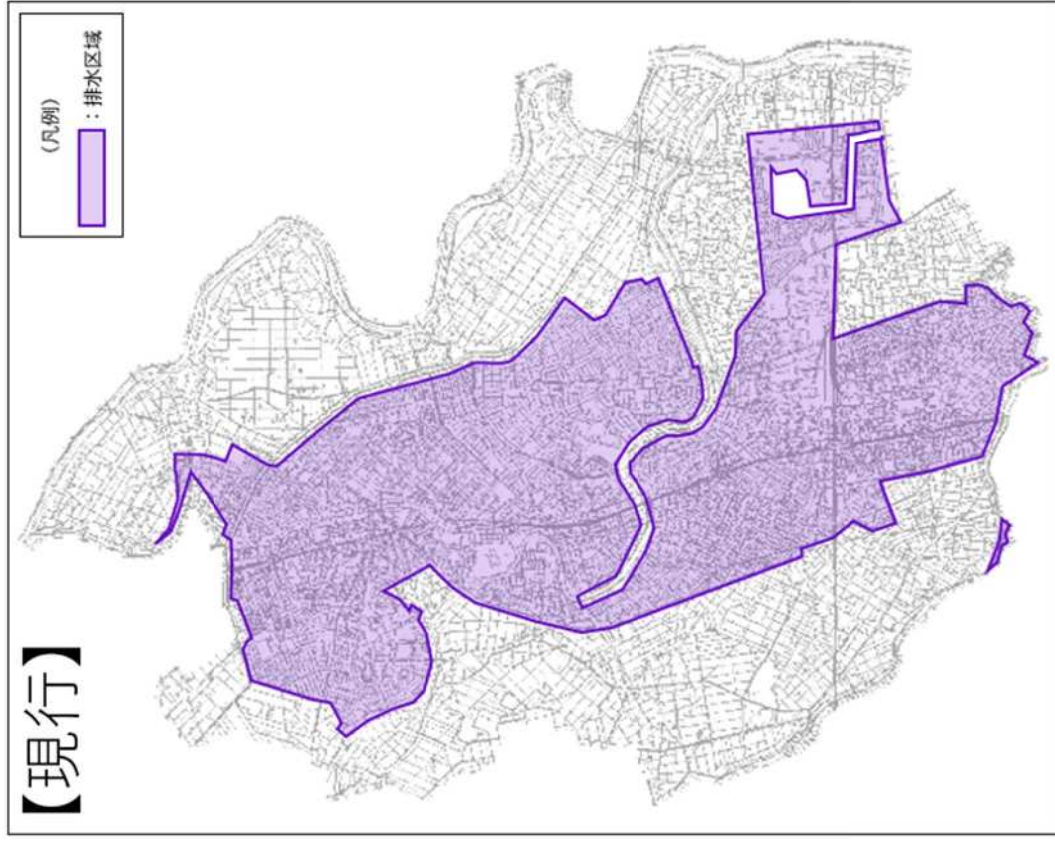
※図面上の変更は別添図面のとおり。

表-2 基本計画図（雨水）

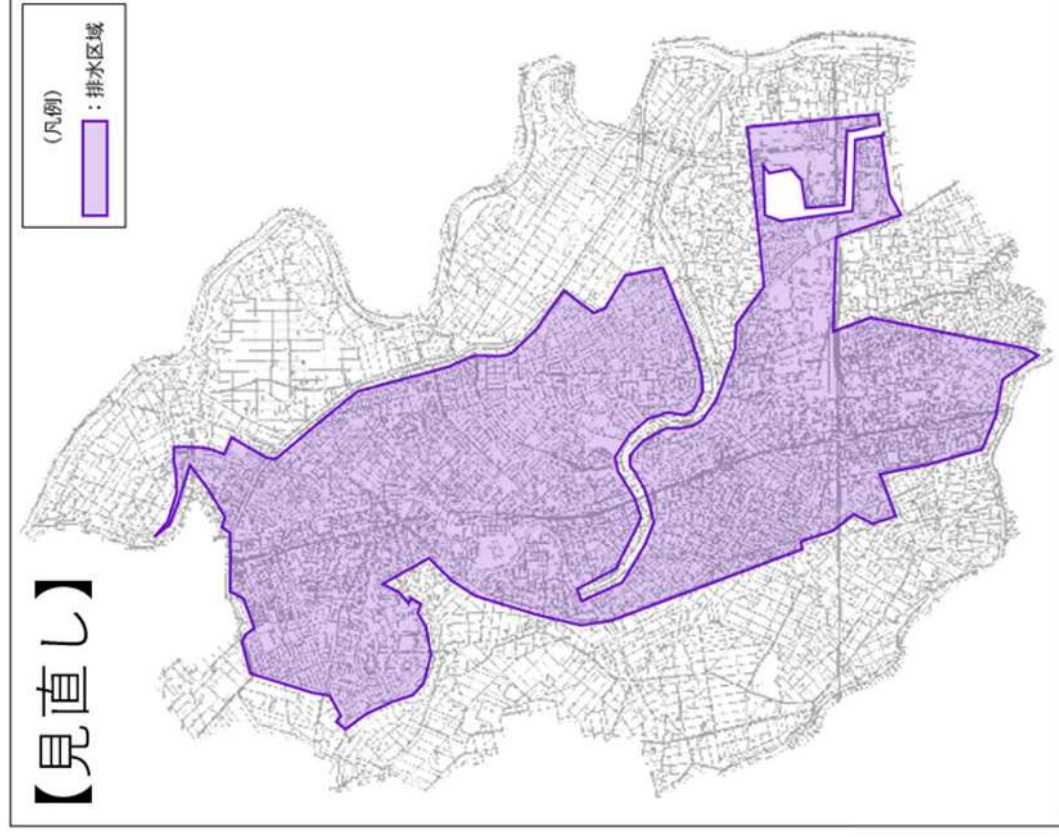
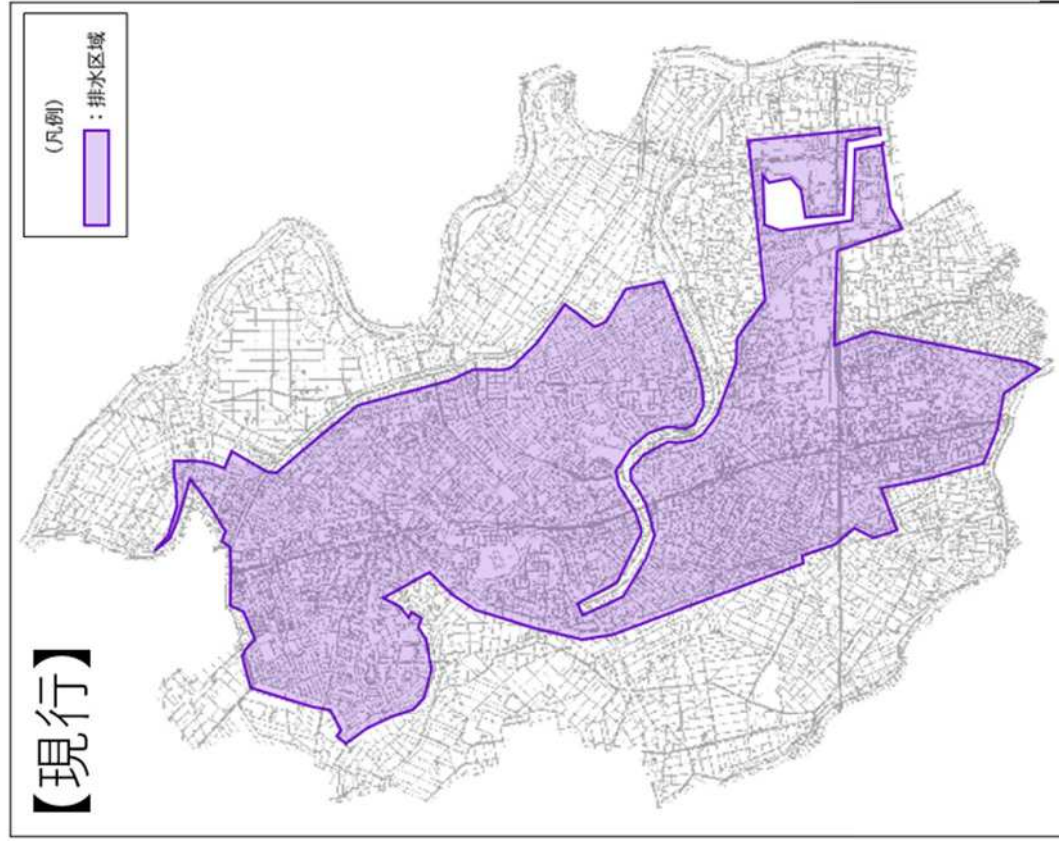
図面番号	名称	変更の概要
①	元荒川第3排水区	排水区域面積の変更（16ha の削除）。
②	元荒川第16排水区	排水区域面積の変更（19ha の削除）。
③	四条排水区	排水区域面積の変更（19ha の追加）。

※図面上の変更はなし。

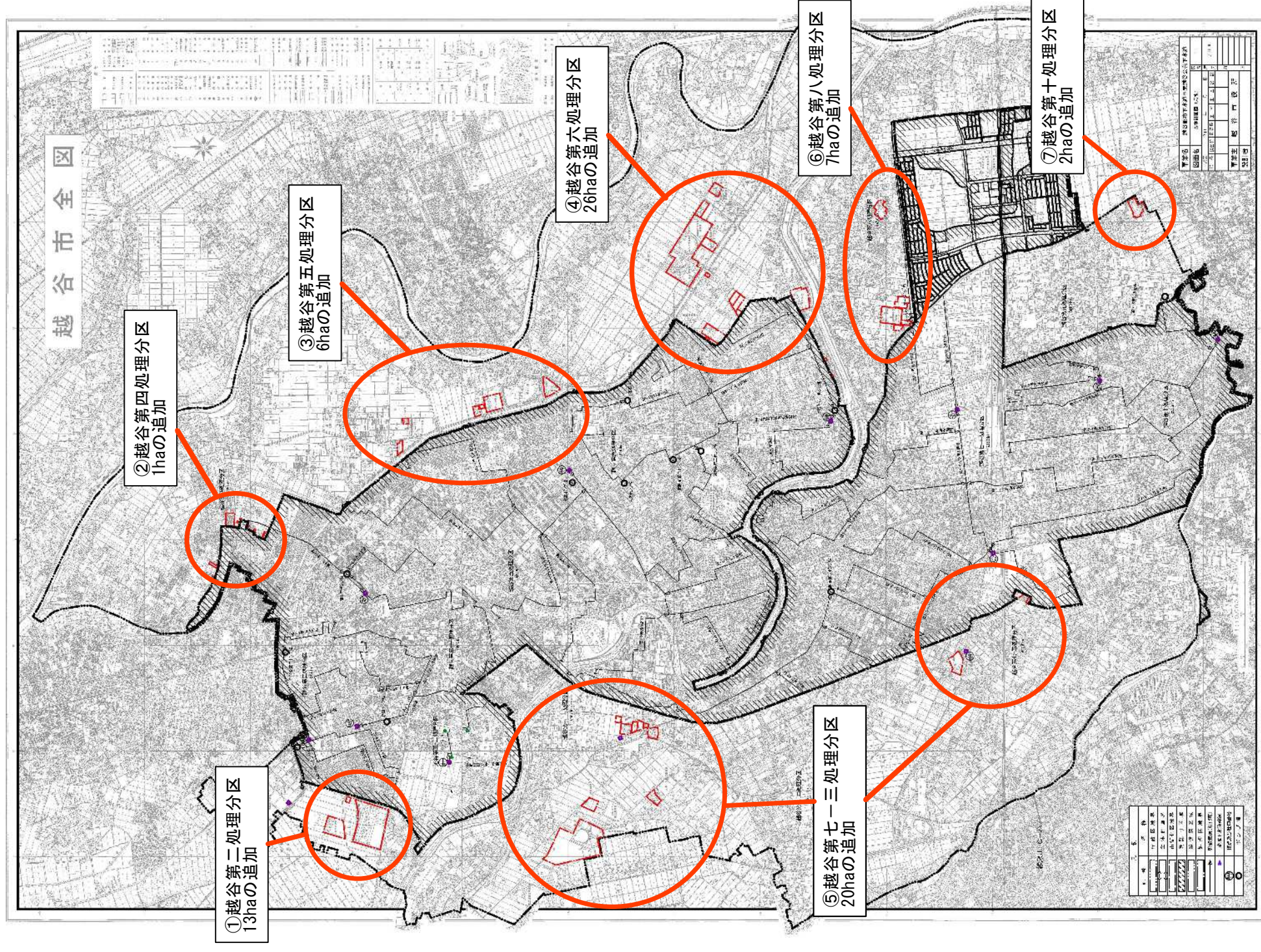
1. 排水区域図（污水）



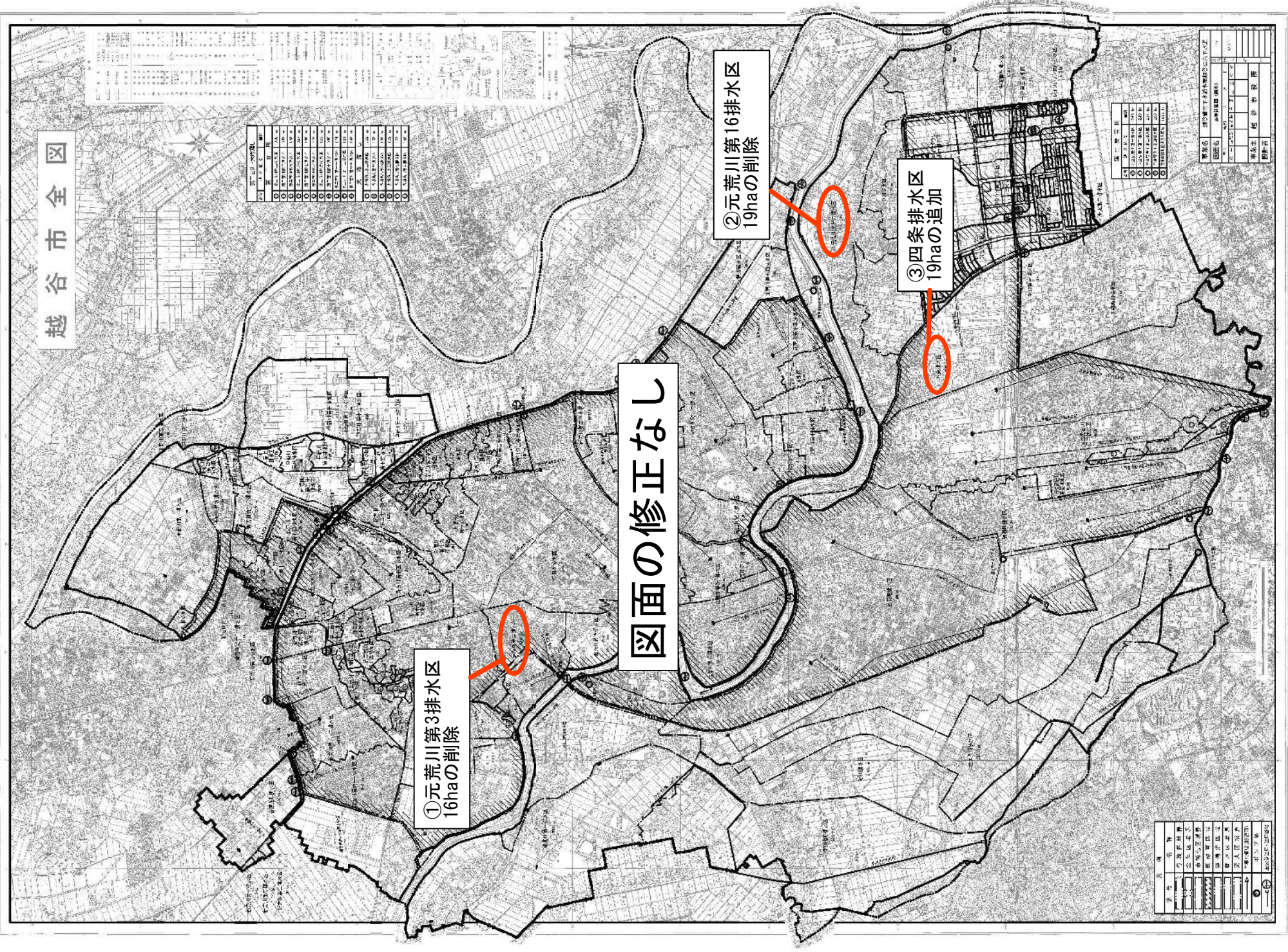
2. 排水区域図（雨水）



基本計画図（污水）



基本計画図（雨水）



第 105 号 議 案

越谷都市計画生産緑地地区の変更について(越谷市決定)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、付議する。

令和7年(2025年)1月22日提出

越谷市長 福 田 晃

越谷都市計画生産緑地地区の変更（越谷市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第169号生産緑地地区を廃止する。

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除による地区の廃止により、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

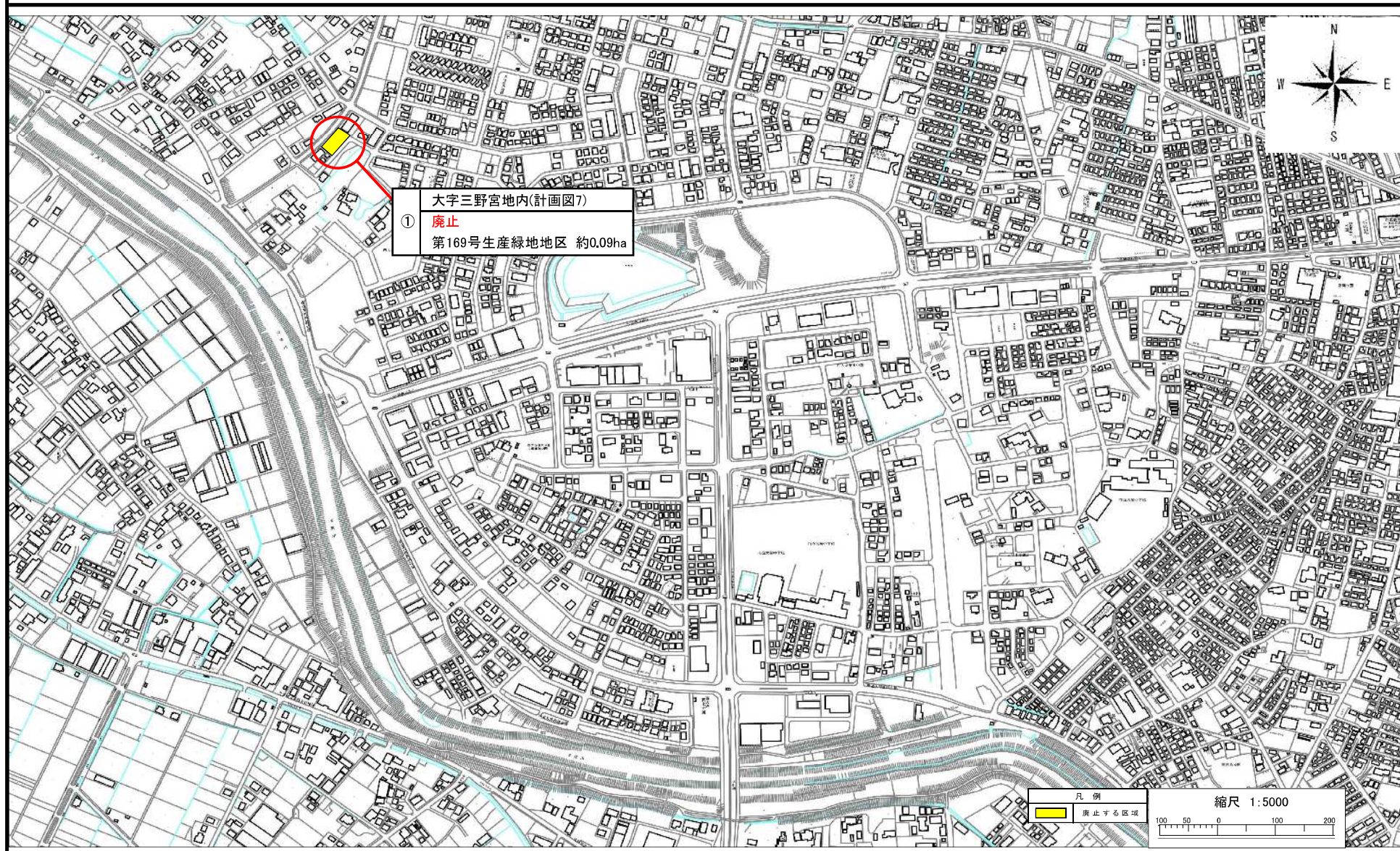
新旧対照表

	名 称	面 積	備 考
新	廃 止	—	
旧	第 1 6 9 号生産緑地地区	約 0 . 0 9 h a	

変更概要書（ 1 ／ 1 ）

名 称	変 更 の 概 要
第169号生産緑地地区 (計画図7)	生産緑地法第14条の規定に基づき、行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約0.09haを廃止する。

第 105 号議案 越谷都市計画生産緑地地区の変更について(越谷市決定) 変更概要図 (1 / 1) 参考



第 106 号 議 案

越谷都市計画道路の変更について(埼玉県決定)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定により、諮問する。

令和7年(2025年)1月22日提出

越谷市長 福 田 晃

越谷都市計画道路の変更（埼玉県決定）

1. 都市計画道路中3・4・8号八潮越谷線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等の 交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・8	八潮越谷線	越谷市 蒲生南 町	越谷市 千間台 東一丁 目	越谷市 東越谷 三丁目	約 10,040m		2車線	16m		
	車線の数の内訳		越谷市 蒲生南 町	越谷市 大字下 間久里		約 8,710m		2車線	16～ 35m		
			越谷市 大字下 間久里	越谷市 千間台 東一丁 目		約 1,330m		4車線	22～ 25m		
	構造形式の内訳		越谷市 登戸町	越谷市 大字西 方		約 790m	嵩上式		16～ 35m	JR武蔵野線と立体 交差1箇所	
						約 9,250m	地表式		16～ 25m	幹線街路と平面交 差9箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・4・8号八潮越谷線は、越谷市内を南北に縦断する主要幹線街路であり、2車線での整備が完了しております。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性が見込まれないことから、この一部区域を削除するものです。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、越谷都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 越谷都市計画区域の位置等

越谷都市計画区域は、都心から約30km圏、埼玉県南東部に位置しています。
また、越谷都市計画区域に含まれる土地の区域は、越谷市、吉川市及び松伏町の行政区域の全域です。

【3・4・8号 八潮越谷線】

本路線は、越谷市蒲生南町を起点とし、越谷市千間台東一丁目に至る延長約10,040m、幅員16mの幹線街路です。

II 変更の必要性

埼玉県では、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、都市の将来像を見据えたものとするため、「都市計画道路の検証・見直し指針」（令和2年7月）を定めました。同指針に基づき、整備済の都市計画道路について、都市計画との整合性や建築制限の確認、構造の適正さなどの検証を行った結果、3・4・8号八潮越谷線については一部区域を変更することとしました。

III 変更の理由

3・4・8号八潮越谷線は、越谷市内を南北に縦断する主要幹線街路であり、2車線での整備が完了しております。

このたび都市計画決定された区域と、現状の道路区域との整合性を検証した結果、一部区域において不整合が生じていることが確認されました。

当該区間は、道路構造の基準も満たしており、今後さらなる整備の必要性が見込まれないことから、この一部区域を削除するものです。

IV 変更の内容

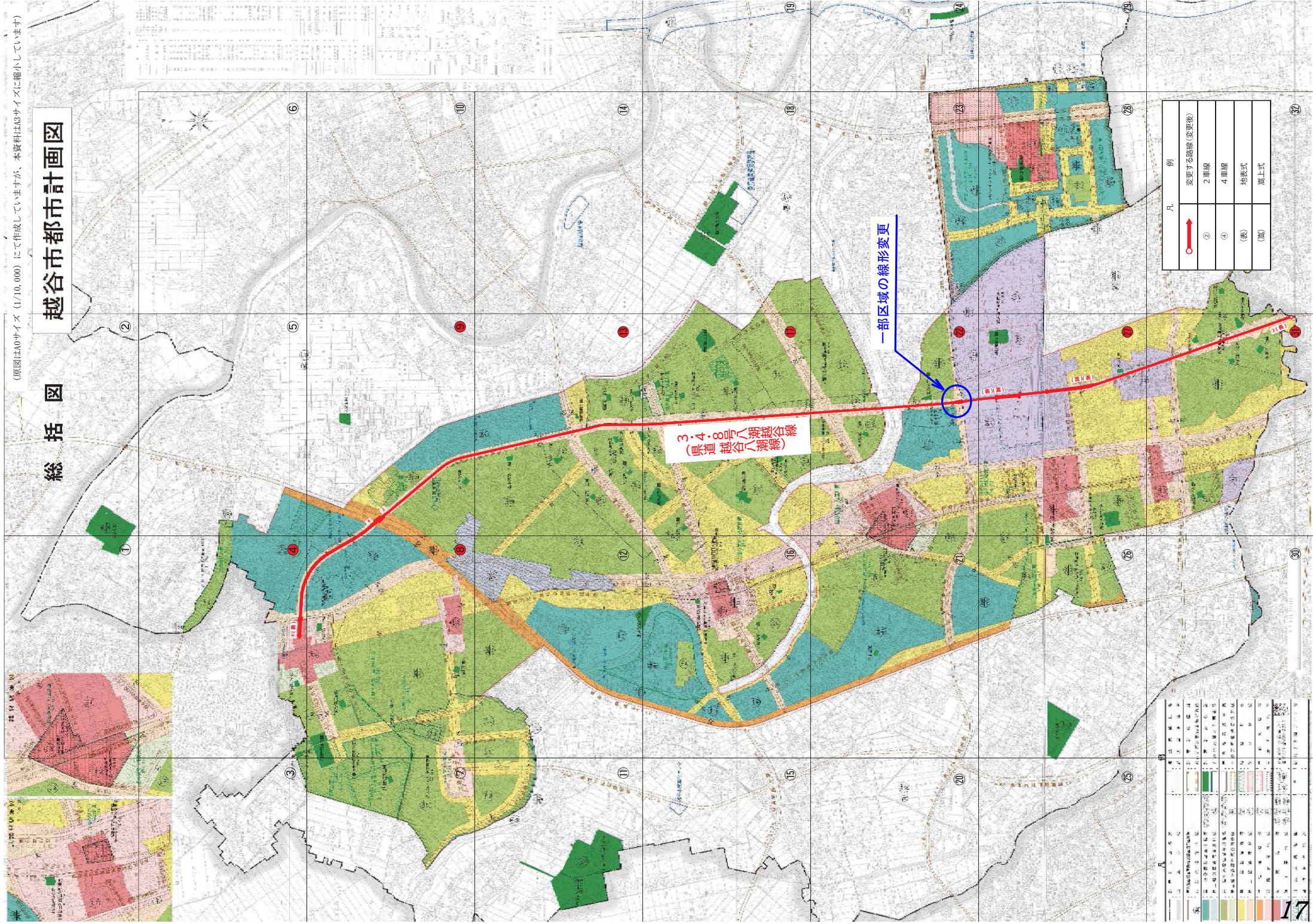
名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・8号 八潮越谷線	約10,040m	2車線	16m	・一部区域の変更

V 関連する都市計画

なし

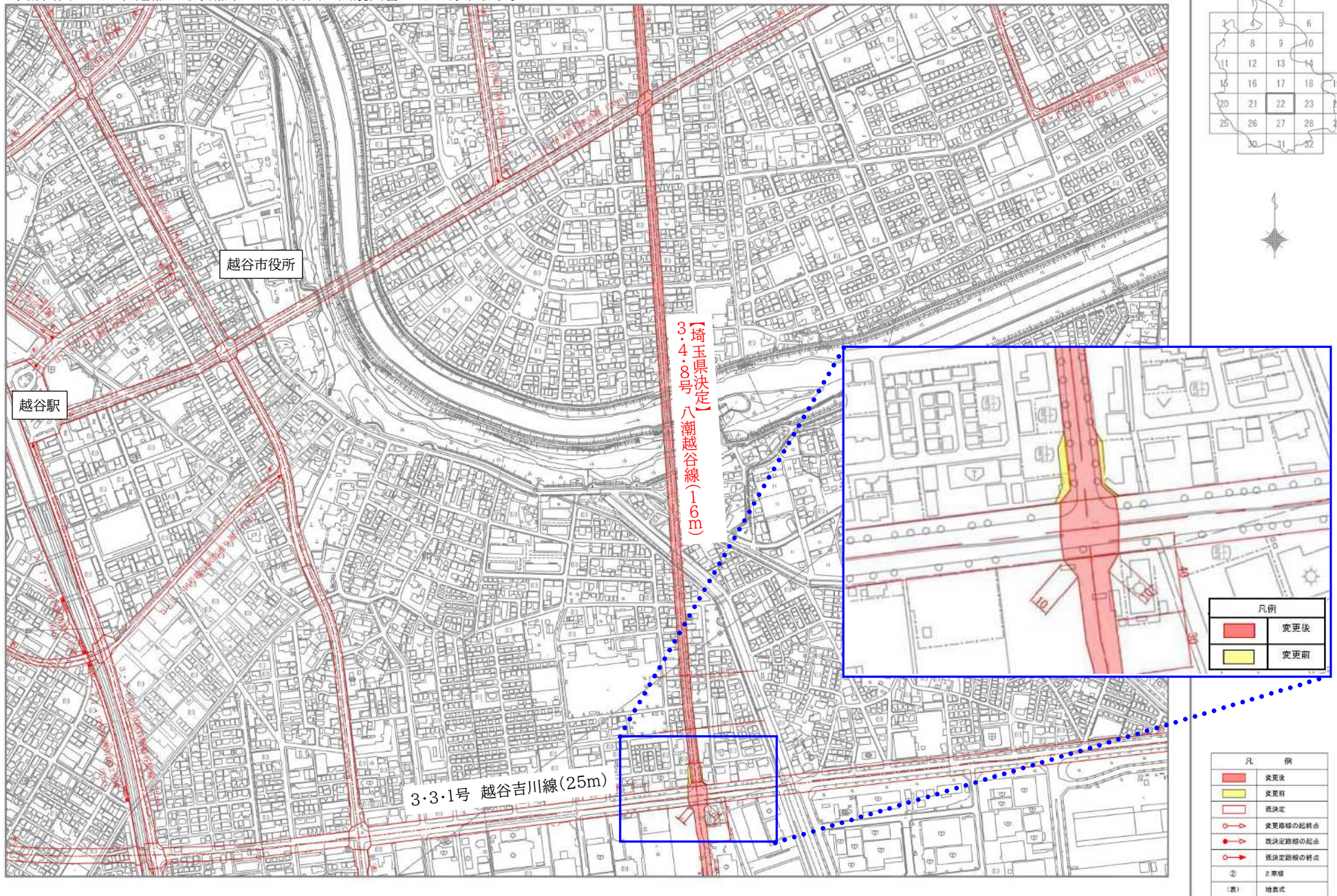
総括図

越谷市都市計画図



越谷市 都市計画図 No.22

※本計画図のほか、起点から終点までの計画図が法規図書としてあります。



(原図はA1サイズ(1/2,500)にて作成していますが、本資料はA3サイズに縮小しています)